

浜松市指定ごみ袋に関する緊急措置

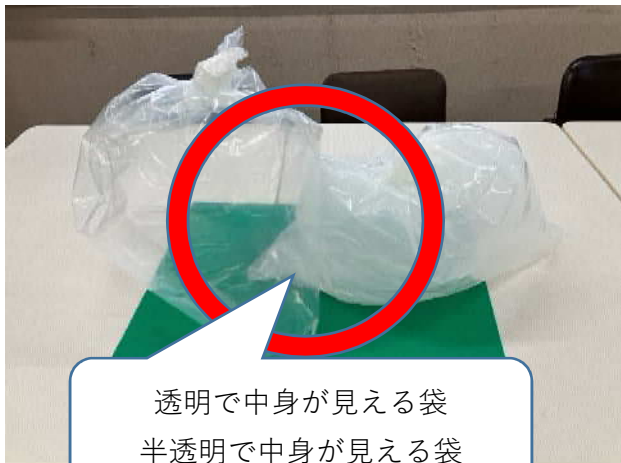
「浜松市指定ごみ袋（市指定ごみ袋）」については、中東情勢の影響による不安の高まりから需要が集中し、市内一部店舗の店頭在庫が品切れや品薄状態になっています。このため、以下のとおり、市指定ごみ袋以外でのごみ排出について緊急的な措置を実施します。

なお、市指定ごみ袋について、ごみ袋製造業者からは例年どおりの数を製造可能と確認しています。全ての皆さまに市指定ごみ袋がいきわたるためにも、引き続き、過度な購入はお控えいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 「市指定ごみ袋」を使用することを基本とします。
- 市指定ごみ袋が手に入らない場合、透明または半透明のごみ袋を使って出すことができます。（詳細は下に示すとおり）
- 期間：令和8年5月18日（月曜日）～令和8年6月30日（火曜日）
- 市指定ごみ袋以外で排出できるもの：もえるごみ、もえないごみ、プラスチック製容器包装（プラマーク）

※ 期間終了後は市指定ごみ袋で排出する通常ルールでの収集となります。

○使用できるごみ袋



- 透明または半透明で中身が見える袋
- サイズは10ℓから45ℓ以下
- 中身がこぼれないように口を縛れる袋

×使用できないごみ袋



- × 中身が見えない袋
- × 破れやすい袋、水分が染み出る袋
- × 口を縛れない袋
- × 他自治体の指定ごみ袋

作業員の安全やごみ処理施設の安定稼働のため、ごみ出しルールの順守にご協力ください。

【問い合わせ】浜松市環境部一般廃棄物対策課 TEL053-453-0011（土・日・祝日を除く）